(ii) 隣接室が、平成十二年建設省告示第千四百号第十五号に規定する不燃材料の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

(iii) (i)又は(ii)に掲げる場合以外の場合

$$V = 3.3\sqrt{H}$$

(i)から(iii)までの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V　必要排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(i) 次の(イ)及び(ロ)に適合するものであること。

(イ) 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分に限る。）に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$Admp = 0.04\,V\,H$$

この式において、Admp、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Admp　必要開口面積（単位　平方メートル）

V　遮煙開口部を通過する排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

(ii) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を作動させた状態で、百ニュートン以下の力で開放することができるものであること。

ニ　第二号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ　法第三十四条第二項に規定する建築物に設ける加圧防排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとすること。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十三の三第十三項の規定に基づき、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十九条の十三の三第十三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの構造方法は、平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号各号に定めるものとする。この場合において、同告示（第一号ハを除く。）中「付室」とあるのは「乗降ロビー」と、同告示第一号ハ中「付室を令第百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する場合」とあるのは「乗降ロビーを令第百二十三条第三項に規定する特別避難階段の付室の用に供する場合」と、同告示第五号ロ中「と連絡する室のうち階段室以外の室」とあるのは「と連絡する室」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第五項第一号の規定に基づき、申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件

建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次に掲げる事項を明示した図書とする。

一　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重

二　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の六の表(一)の項に基づき、建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備を定める件

建築基準法施行規則第六条の六の表(一)の項に規定する建築設備についての検査等と併せて検査等を一体的に行うことが合理的である防火設備は、防火ダンパーとする。

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の九第一号（同規則第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件

第一　登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

二　学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者